

## 【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成28年度及び平成29年度の保険料率(被保険者均等割額・所得割率)が決定しました。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

**52,913円(被保険者全員が等しく負担)**

所得割率

**10.98%(被保険者が所得に応じて負担)**

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。

**保険料 = 被保険者均等割額 52,913円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 10.98%}**

●保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+(26万5千円×被保険者数)以下	5割
33万円+(48万円×被保険者数)以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614

## ヘルスマイト募集のお知らせ(男性会員も大歓迎!!)

1年に一度は健診を受けていますか?健康のために何か取り組んでいますか?

ヘルスマイトは「私たちの健康は私たちの手で」のスローガンのもと活動している全国組織です。“食”を通じて健康づくりに取り組んでいます。

ヘルスマイトは専門的な資格を持った指導者ではありませんが、自分たちの食生活や健康づくりに関心を持ち、市町村と一緒に学習を重ねながら、いろいろな場で食育のボランティア活動をしています。

学習してきたことをまず自分たちの家庭で実践し、できたらお向かいさん、お隣さんなど近所の方々と立ち話や寄り合いなどの機会を利用し、広めていく健康づくりのパイプ役です。小さな子供たちのことから、介護の必要なお年寄りのことまで、いろいろ食生活を考えています。

あなたも私たちとヘルスマイトとして活動してみませんか?男性会員も受付けています。

興味がある方は、役場保健福祉課 保健師、栄養士までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 ☎77-3621